

香芝市監査委員告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年12月28日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中山 武彦

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり提出します。

記

第1 香芝市監査委員監査基準への準拠

下記監査は、香芝市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項の規定に基づく財務監査及び同条第2項の規定に基づく行政監査

第3 監査の対象

教育部（二上小学校）

第4 監査の実施期間

令和5年10月23日から令和5年11月27日まで

第5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼として実施した。

第6 監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ提出を求めた資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。

第7 監査の結果

監査した結果、財務に関する事務等の執行については、予算および関係法令等に準拠し、概ね適正に処理されていると認められたものの一部に留意を要する事項が見受けられた。

1 留意事項

- (1) 今回定期監査を実施した二上小学校だけでなく、「奈良県給与例規集」に対して支出している小学校及び中学校においては、デジタル社会の進展に伴うデータの利活用により事務の効率化等が図れる現況を鑑み、紙媒体による資料の必要性について再検討されたい。

また、その他の支出においても前記の趣旨を鑑み、支出の削減に努められたい。